

徳島県告示第七十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町竹ケ谷字出羽五〇、六四の一、六四の二、六五、六六、六七の二、六七の三及び六八から七一まで、字越後二の一、二の三、五の一、五の二、九の一、九の二、一〇三及び一〇五並びに字加賀四